

# 年金Q&A (個別相談会より)



**Q** 退職後、再就職を考えています。年金が停止されますか？

**A**



■再就職等で公的年金に加入している方が、老齢給付の年金受給権を発生した場合  
 → 総報酬月額相当額※1と基本月額※2が28万円（65歳以上の場合は47万円）以上の場合、下記表のとおり年金が一部又は全額支給停止となります。

〈一部又は全額支給停止表〉

年齢	総報酬月額相当額	基本月額	支給停止計算式
65歳未満	47万円以下	28万円以下	(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)÷2
		28万円超	総報酬月額相当額÷2
	47万円超	28万円以下	(47万円+基本月額-28万円)÷2 +(総報酬月額相当額-47万円)
		28万円超	47万円÷2+(総報酬月額相当額-47万円)
65歳以上			(総報酬月額相当額+基本月額-47万円)÷2

※1 総報酬月額相当額=その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の合計×1/12

※2 基本月額=年金月額（経過的職域加算額を除いた老齢厚生年金の月額）

ただし、65歳以上の場合は、加給年金、年金払い退職給付を除く。

○老齢厚生年金の支給額が全額停止の場合は、加給年金も同様に停止となります。



**Q** 人工関節の手術をしました。障害厚生年金を請求することができますか？

**A**



■人工関節の場合 → 特例7症例に該当しますので、在職中に初診日があり、国民年金の納付要件を満たしておれば、障害厚生年金等を請求することができます。  
 〈人工関節以外にも特例7症例には以下のものがあります。〉

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を離断又は切断	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節	挿入、置換の日
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁	装着した日
人工透析療法	施行日から起算して3ヶ月を経過した日
人工肛門、又は尿路変更術	施行日から起算して6ヶ月を経過した日
人工膀胱	人工膀胱を造設した日
喉頭全摘出手術	施行日
在宅酸素療法	在宅酸素療養を開始した日

上記傷病以外でも障害厚生年金等を請求することができます。請求の際は、初診日当時加入していた実施機関（公立学校共済組合・日本年金機構等）へお問合せください。

年度末は障害厚生年金等の請求が多いため、決定に時間を要しますので、なるべく早く手続されることをおすすめします。

※障害厚生年金等とは → 年齢に関係なく在職中も受給することができます。

さらに障害厚生年金等の受給権を有した場合、特別支給の老齢厚生年金の障害者特例（特別支給の老齢厚生年金額に公務員期間の基礎年金部分の金額が追加）に該当します。

受給できる年金は一人一年金になりますので、特別支給の老齢厚生年金の障害者特例と障害厚生年金等のいずれかを選択することとなります。

# 共済組合も マイナンバー(個人番号) を利用

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が平成28年1月から導入され、社会保障分野におけるマイナンバー(個人番号)の利用については、平成29年7月を目途に情報連携が開始される予定です。

## マイナンバー(個人番号)の利用目的

公立学校共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条別表に定められた次に掲げる事務を行うため、マイナンバーを利用します。

- ① 厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- ② 地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

## マイナンバー(個人番号)の初期収集について

当共済組合では、番号法に基づき平成29年1月を目途に皆さまの個人番号(被扶養者分を含む)を初期収集します。

個人番号の初期収集は、次の①から④の方法になります。

- ① 地方公共団体情報システム機構から4情報(氏名、生年月日、性別、住所)用いて収集する。(番号法第14条第2項)
- ② 事業主に事務の委託を行い、個人番号の報告を受ける。(番号法第14条第1項)
- ③ 事業主(所属所)から個人番号の提供を受ける。(番号法第14条第1項)
- ④ 本人から個人番号を収集する。(番号法第14号第1項)

和歌山支部では、①の方法により初期収集を行い、収集できなかった方は③での収集を予定していますので、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。収集した個人番号は、外部と切り離れた強固なシステムにより厳重に管理します。

